

摂津国平野郷町における惣年寄制への移行をめぐつて

佐 藤 孝 之

はじめに

摂津国平野郷町は、杭全庄を領した坂上田村麿の子広野麿の家来七家（坂上七名・平野七名）によって開発されたといわれ、近世においては七名家を出自とする惣年寄を中心核に町政が運営されていた。ただし、厳密にいえば「惣年寄」という呼称は宝永期になつてから登場したものであり、それ以前は「年寄」といっていた。また、年寄と並んで「庄屋」が存在した時期があり、年寄と庄屋との確執を経て惣年寄制へと移行したのであるが、こうした経緯はこれまで充分に知られていない。⁽¹⁾ そこで本稿では、宝永期とその前後の時期における平野郷町の町政機構の変化、とりわけ惣年寄制への移行をめぐる諸状況を、主に「末吉文書」を利用して具体的に跡付けることにしたい。

ところで、平野郷町の近世初期の年寄と庄屋の動向については、すでに杉森玲子氏が解明している。⁽³⁾ 本稿が主たる対象とする時期は、杉森論文が主として扱った時期より後の時期となるが、相互に重複するところもあることを、予めお断りしておきたい。

なお、平野郷町は、元禄国絵図作成時に「平野郷町」と称するようになり、それ以前は「平野庄」と称していたが、本稿では特に必要とする場合を除き平野郷町と表記する。また、環濠都市として著名な平野郷町

は、環濠内を本郷といい、野堂町・流町・市町・背戸口町・西脇町・泥堂町・馬場町の七つの町からなつており、濠外に枝郷（散郷）として中野村・今在家村・新在家村・今林村の四ヶ村があつた。⁽⁴⁾ この七町・四村の総名が「平野郷町」である。

また、領主の変遷を示せば、天正十一年（一五八三）に、織田信長直轄領から豊臣秀吉直轄領となり、天正二十年（一五九二）に秀吉室北政所（高台院）領となつた。寛永元年（一六一四）に高台院が没すると幕領に編入されるが、以後の支配の変遷は次のとおりである。

寛永元年（一六一四）	幕領となる（翌年より代官末吉氏の支配）。
延宝八年（一六八〇）	代官国領半兵衛支配となる。
天和二年（一六八二）	代官三田次郎右衛門支配となる。
元禄元年（一六八八）	代官今井九右衛門支配となる。
元禄四年（一六九一）	代官辻弥五左衛門支配となる。
元禄七年（一六九四）	武藏川越藩柳沢吉保領分となる。
宝永元年（一七〇四）	上野高崎藩松平輝貞領分となる。
宝永七年（一七一〇）	幕領となる（代官能勢又太郎支配）。
正徳三年（一七一三）	下總古河藩本多忠良領分となる。
宝暦九年（一七五九）	下總古河藩松平康福領分となる。
宝曆十二年（一七六二）	下總古河藩土井利里領分となる。

米メ八拾七石七斗

右拾武人之役人ハ地下奉公人ニ而、書付申上候通給米遣シ、地下年寄之下役人ニ御座候、則證文取置申候、家究不申、不依何者奉公望申候得ハ、地下年寄江申入、吟味之上了簡次第三申付候、其上御地頭様へ御断申上候儀無御座候、役儀引申候も同前之儀ニ御座候、

野堂町　流町　市町　背戸口町
西脇町　泥堂町　馬場町

町年寄拾九人

右町年寄役ハ、給米取不申、家筋御座候而勤來候、家筋無之者勤申事無御座候、其町ニタ若家筋ニ役儀勤可申者無御座候節ハ、家筋無之者も吟味之上呼出シ、役儀勤させ申儀も御座候、町年寄役人数究不申候、地下年寄之家筋之者尤町年寄役相勤申候、又、親地下降年寄役勤居申候内、其子町年寄役相勤申候、地下年寄家筋之町年寄ハ、先輩・年臘三不構、町年寄之家筋之者タハ座上仕候、町年寄役三加へ申儀、其町ニ有之地下降年寄・当役町年寄相談之上、了簡次第二呼出シ、其上地下年寄中江断申候、町年寄役儀引申候も同前之儀ニ御座候、

七町諸役人給米

町代七人

一米武拾三石六斗
是ハ、其町切之家役タ出シ、為給米遣し申候、
一米武拾壹石六斗
麦三拾九石八斗

下役人八人

右拾五人之役人ハ、町々之奉公人ニ而、書付申上候通給米遣シ、

町年寄之下役ニ御座候、則證文取置申候、家究不申、不依何者ニ奉公望申候得ハ、町年寄江申入、吟味之上了簡次第三申付候、其

上地下年寄中江断申候儀無御座候、役儀引申候も同前之儀ニ御座候、

新在家村・今林村
枝村年寄拾五人

右枝村年寄役ハ、給米取不申、家筋御座候而勤來、家筋無之者勤申事無御座候、人数究不申候、年寄ニ加申候ハ、当役之年寄吟味仕呼出シ、其上地下年寄中江断申候、役儀引申候も同前之儀ニ御座候、

一米五石武斗
枝村下役人給米

是ハ、其町切之家役タ出シ、為給米遣し申候、

下役人四人

右四人之役人ハ、村々之奉公人ニ而、書付申上候通給米遣シ、村年寄之下役ニ御座候、則證文取置申候、家究不申、不依何者ニ奉公望申候得ハ、村年寄江申入吟味之上申付候、其上地下年寄中江断申儀無御座候、役儀引申候も同前之儀ニ御座候、

〔末吉文書〕第四七冊七二一(七六頁)

このように記されていて、平野郷町全体の役人として、地下年寄⁽⁵⁾が四人、地下諸役人が一二存在し、地下諸役人の内訳は庄屋一人、惣代一人、使役三人、傍使役三人、籠守一人、水守一人となつてゐる。そして、地下諸役人にはそれぞれ給米が支給されているが、地下年寄に給米はなといふ。また、本郷の七町には町年寄一九人、七町諸役人一五人（町代七人・下役人八人）が、枝村には枝村年寄一五人、枝村下役人四人が

表1 平野郷町の年寄（延宝～宝永期）

年月	年寄名	典拠
延宝6年10月	(辻葩)七郎右衛門、(尾本(三上))了甫、(辻葩)市右衛門、(辻葩)長左衛門、(辻葩)新兵衛、(土橋)九郎右衛門	20-84
延宝7年3月	七郎右衛門、了甫、市右衛門、長左衛門、新兵衛、九郎右衛門	34-9
貞享5年4月	七右衛門、了甫、市郎右衛門、長左衛門、新五兵衛、九郎右衛門	506-41
貞享5年5月	七右衛門、了甫、市郎右衛門、長左衛門、新五兵衛、九郎右衛門	20-92
元禄5年5月	市郎右衛門、長左衛門、新五兵衛、九郎右衛門	76-92
元禄7年	新五兵衛、九郎右衛門、(辻葩)九郎右衛門、(西村)善右衛門、(成安)源右衛門、(末吉)治兵衛、(三上)茂兵衛、(平野)善七郎、(辻葩)孫兵衛、(平野)三郎兵衛	69-101
元禄9年4月	九郎右衛門、九郎左衛門、善右衛門、源右衛門、治兵衛、茂兵衛、善七郎、孫兵衛、三郎兵衛	34-22
元禄9年8月	九郎右衛門、九郎左衛門、善右衛門、源右衛門、治兵衛、茂兵衛、善七郎、孫兵衛、三郎兵衛	82-5
宝永元年6月	源右衛門、治兵衛、(末吉)徳安、孫兵衛	18-46
宝永2年閏4月	源右衛門、治兵衛、徳安、孫兵衛	75-52
宝永2年7月	源右衛門、治兵衛、徳安、孫兵衛	18-46
宝永3年4月	源右衛門、治兵衛、徳安、孫兵衛	90-8
宝永4年3月	源右衛門、治兵衛、徳安、孫兵衛	34-12
宝永4年4月	源右衛門、治兵衛、徳安、孫兵衛	34-15
宝永4年8月	成安源右衛門、末吉治兵衛、末吉徳安、辻葩孫兵衛	34-16
宝永4年9月	孫兵衛、徳安、治兵衛、源右衛門	53-77
宝永6年10月	孫兵衛、徳安、治兵衛	29-20
宝永7年4月	治兵衛、徳安、孫兵衛	91-46

註 典拠欄は「末吉文書」の冊番号と頁数を示す（例：20-84=第20冊84頁）。

存在し、七町と枝村の年寄は給米の支給は受けず、七町諸役人・枝村下役人は給米・麦が支給されている。

そして、地下年寄は年寄「家筋之者」が勤めることになつていて、家筋でない者が就任することはないとある。史料の冒頭に記された二一名が年寄家筋の者であり、当時このうち「当役年寄」とある最初の四名が地下年寄を勤めていた。地下年寄に定数はなく、必ずしも世襲されるわけではなく、家筋のうちから年齢や人柄を選んで決めるとも記されている。そして、地下諸役人は地下奉公人であり、地下年寄の下役人であるという。

一方、各町村の年寄も家筋の者が勤めるが、町年寄の場合、家筋に適任者がいなければ、家筋以外からも勤めることがあった。また、町代・下役人および枝村下役人は、家は決まっておらず、奉公希望者は町・村年寄に申し出て吟味の上採用されたという。

このように、宝永期の平野郷町は、年寄家筋のなから選ばれた地下年寄の統括のもとに、奉公人として庄屋を始めとする地下諸役人が存在する、といふ町政機構であった。そして、地下年寄惣会所が野町の全興寺境内に置かれていて、年寄・庄屋はここで職務を遂行していたのであり、いわば「年寄・庄屋」制ともいべき体制であった（本郷七町には、それぞれ町年寄会所が設置されていた）。それでは、次に「年寄・庄屋」制の成立過程に触

れておこう。杉森論文によれば、平野郷町は豊臣秀吉直轄領—高台院領と続く中、年貢の年寄請納方式を始めとして、年寄を中心とした惣的結合によって運営されており、慶長～寛永年間には一〇名前後の年寄が存在していた。それ以降、宝永年間までの年寄の変遷をみると表1のようになる。延宝～貞享年間には六名、元禄五年（一六九二）段階では四名であるが、同七年段階では一〇名に増え、同九年には九名になっている。そして、元禄年間の後半が不明であるが、宝永元年（一七〇四）段階では四名となり、この間に大幅に減少している。同六年にはさらに一名減つて三名になっている。

一方、庄屋については、「史料1」には久左衛門・伊右衛門の両人の名があるが、平野郷町で「庄屋」の呼称が初めて確認できるのは万治三年（一六六〇）で、この時は久左衛門が、新右衛門とともに「庄屋代」の肩書で登場する。ただし、それ以前から久左衛門の名は、肩書はないが実質的に庄屋の職務を行なう者として、庄兵衛または五右衛門となるで登場しており、それは寛永七年（一六三〇）年まで遡る。このことから杉森論文では、遅くとも同年までは、年寄の下後に庄屋と呼ばれる者が存在するようになつたとされている。そして、「庄屋代」の肩書きは、多く町外との関係の中で作成された史料に現われることから、他所における庄屋に相当する者というほどの意味で使用されたと推測され、対外的な関係の中での「庄屋」という呼称が意識され定着したという可能性が指摘されている。⁽⁷⁾

以上のように、「年寄—庄屋」制は、寛永期前半には実質的に成立し、万治年間以降に名実ともに確立したといえよう。この間、久左衛門は継続して庄屋役に就いており、年貢勘定を始めとした町政の実務を担つていたものと思われる。

二 庄屋解任争論と惣年寄制への移行

平野郷町では、宝永六年（一七〇九）三月に、年寄が庄屋両名に対し解任を申し渡したことから年寄・庄屋間で訴訟となり、結局庄屋役は廃止になるとともに、「年寄—庄屋」制から惣年寄制へ移行することになる。以下、その経緯を詳しく追つてみたい。

元禄年間より年寄と庄屋との関係が「庄や兩人へ地下年寄中々之にくしみ多候」という状態にあつたことが、杉森論文で明らかにされている。前章の最後で指摘したように、町の代表としての立場を獲得していくた庄屋と、庄屋はあくまで奉公人とする年寄との対立が背景にあつたといえよう。そうしたなかで、庄屋解任という事態になつたのであるが、

「土橋宗通日記」宝永六年三月二十五日条に、
「昨夜、地下庄や伊右衛門・久左衛門より市町会所へ役人呼ニ來候故、
役人六兵へ伊右衛門方へ參申候、兩人逢候而申候ハ、地下年寄中
各庄や兩人義年罷寄勤大義ニ可有候間、暇乞候様ニと被申渡候、
庄や共義御代々御地頭様御引渡之庄やニ候ヘハ、年寄引退候様ニ
と被申候分ニ而ハ、退申事不成候、何方迄も御断可申と存候、其上近年地下年寄中さハきニ而大分入用多、平野惣分難義ニ候、ケ
様之事も御断可申と存候故、町々之年寄中へも断申事ニ候、此通
何れもへ届候様ニと申候、市町各其趣返事不仕候、

とあり、庄屋両名は地下年寄から、老齢になつたので庄屋役を辞退するよう申し渡されたこと（傍線①）。それに対し庄屋は、庄屋役は代々の領主「引渡」の役であるから、年寄からいわれても辞退することはでき（傍線②）。また地下年寄の捌きで入用が多く、平野惣分が難儀し

（傍線筆者、以下同じ）

ている点も訴え出る（傍線③）、と主張していることが知られる。

これらは、「昨夜」のことというので、庄屋両名が老齢を理由に、事実上の解任を申し渡されたのは二十四日のことになる。これに対して、同日中に庄屋は、解任の申し渡しに対抗して訴訟を起こす意思を、町年寄たちに伝えたのである。そして、同月二十六日条に「庄や伊右衛門・久左衛門、六万寺村御役所へ訴詔ニ出候」とあり、二十六日に六万寺村にある支配役所へ出訴したのだった。この際の訴状を次に掲げる。

〔史料2〕

乍恐以口上書御訴詔申上候

柳沢吉保

一 平野郷町年寄徳安儀者、
松平美濃守様御知行所之御時、年寄役相
勤させ申度旨、年寄・庄屋以連判ヲ 美濃守様御役所江御願申上
候へ共、百姓分法牘ニ而御公用相勤申候義上方ニ無之候得者、
御公儀江出し候義恐多候間、役儀勤させ申事成申間敷与、一兩年
御取上ヶ無御座候得共、達而御願申上、七年以前未ノ冬迄年寄役
相勤申候御事、

一 平野郷町氏神牛頭天皇夏祭札夥敷義ニ而御座候、五月初比乞ねり
物・渡り物之捨藝古ならし等ニ、大分金銀・人夫費、家職・農業
之構ニ罷成候、日限前日乞遠近之諸人群集仕、大家・小家共夥敷
客來ニ而、翌日迄滞留仕者數多御座候、身牘宜敷者當分痛も見
へ不申候得共、中分以下之者者指當以之外之痛ニ罷成候、殊近年
打続田畠不作仕候得者、弥惣分之弱りニ罷成奉歎候、祭礼之儀者、
大坂・堺之御祓ニも勝レ、所不相應ニ御座候故、世之誘り遠国迄
之取沙汰ニ罷成候、祭礼之節、年寄中罷出候棧敷捨候人足三百五
六十人ニ而御座候、余者はニ而御推量被遊可被下候御事、
一 去ル玄年冬、氏神牛頭天皇御旅所取立被申候ニ付、惣廻り之土手
を崩堀ヲ埋、惣構之門ヲ引直シ、三方之石垣御旅所之かり屋結構

ニ出来申候、其外入用共凡銀高拾弐三貫匁、外二人足大分之儀ニ
御座候、右入用銀町中江割掛、早速上ヶ候様ニ稠敷被申渡候得共、
別而去年者田畠大損仕、百姓其外諸商人惣而痛申ニ付、上ヶ申事
不罷成、町年寄段々致訐言、当五月迄相延申候、前々迄不依何事
大分入用有之儀者、本郷町年寄枝村年寄江致相談、皆々得心之上
ならてハ不仕御事ニ御座候処、一應之相談計ニ而我僕之仕方ニ御
座候故、町中驚心底得心不仕候様ニ相見江申候御事、

一 氏神牛頭天皇御社破損仕候得共、修理ヲ加彩色等仕候ハ、結構ニ
可罷成處、南都春日之古社買求当地江引取、氏神之御社ニ造立被
致候筈ニ御座候、尤結構ニ候得共大分之物入、時節惡敷惣分之歎
与奉存候御事、

一 熊野三所権現之御社、其外之御社皆々及大破、雨洩り見苦敷牘ニ
御座候得共、其候ニ指置被申候、如何様之心底ニ御座候哉、難計
奉存候御事、

一 当地西脇町長寶寺之儀者、年寄中由緒有之寺ニ而御座候、去ル
戊午年冬右長寶寺ニ而、觀音講与名付富賴母子取立、札壹枚六錢ニ
相究、札數大分町々村々江割渡、其外大坂・堺在々迄触廻シ、毎
年正月十八日札突之日限相極、方々迄夥敷諸人相集、一之富迄三
之富迄突札三枚ニ相極、上り札壹枚ニ錢五貫文、半紙牛王相添相
渡申候、尤德分も餘程有之由ニ御座候得共、右長寶寺之儀ハ年寄
中由緒有之寺之儀ニ御座候処、諸人ヲ集見苦敷仕方、世之取沙汰
ニ罷成候、平野郷町者大郷ニ御座候故、前々迄ケ様成義曾而無御
座候故、博奕同事之様ニ風聞仕候御事、

一 平野郷町惣會所之儀者、前々念之入立置候故丈夫ニ御座候、去ル
亥年十月、大地震ニ而損申候得共、少々之破損ニ候得者、五百匁
か三百匁ニ而繕申候得者、別条無之御事御座候処、新敷玄闕ヲ付

結構ニ修覆致候故、入用銀凡拾貫目、外二人足大分之儀ニ御座候、
去々年大地震ニ而、本郷・枝村共破損潰家大分御座候而、夫食米
拝借仕難有奉存候、其外大家・小家共少つ、損申候ニ付、人々相
應之物入御座候上、右入用銀出し候儀、惣分迷惑仕候御事、

一平野郷町之儀、不依何事ニ徳安心まかせニ成申様ニ取沙汰仕候、

夫故徳安威光日々ニつよく頂上ニ罷成候、我々共之儀年久敷庄屋

役義相勤、前々之格式能存知罷在候得者、諸事ニ付徳安威光之妨

一庄屋共之儀、往古々數代平野郷町ニ住居之者ニ御座候、尤田畠・

家屋敷所持仕候、其外氏神權現附之田畠、光源寺屋鋪、全興寺

屋敷・田畠、南之坊薬師講田畠、高合六拾石余庄屋共支配仕来

候、則毎年指上ヶ候小入用帳面ニも、捌役人伊右衛門・久左衛門

与書付判形仕來候、

右之通毛頭偽不申上候、入用銀并人足掛帳面御座候間、御吟味被下

候ハ、相知可申与奉存候、諸事前々之格式ニ相替庄屋共段々引下ヶ、

一言之相談も不仕、徳安老人心任ニ相捌、奢重暈ニ罷成、剩庄屋役

退申候様ニと、以之外成我併申掛候、伊右衛門式代年数五拾余年、

久左衛門三代年数七拾余年庄屋役無滞相勤、抛身命ヲ數度御江戸ヘ

罷下惣百姓をヲ救、目出度平野郷町ニ罷成候段、庄屋共働ニ紛無御

座候、尤代々之御代官様・御地頭様御替之節者、段々御引渡被成被

下候、乍恐

殿様御知行所ニ罷成、五ヶ年無別条相勤候処、年寄為了簡庄屋役退

候得杯と申候段、

御公儀様・御地頭様ヲ不奉恐我併成仕方、前代未聞之儀ニ奉存候、

平野郷町之儀、近年田畠不作仕候上ニ掛銀多迷惑仕候処、右段々申

上候通大分物入費ニ而、町中以之外指詰り、御訴詔仕度存候者數多

御座候得共、徳安威光ニ恐扣罷在候、夫故町中相納不申候、此段倫〔治〕
ニ御尋被下候ハ、相知可申与奉存候、菟角徳安年寄役相勤申候而者、

平野郷町相続仕間敷与歎奉存候、幸法駄之儀ニ御座候間、年寄役退
町中安堵仕候様ニ被為成被下候ハ、普難有可奉存候、外ニ庄屋共

勤方之訴状壹通指上申候、以上、

寶永六年丑四月

平野郷町庄屋
久左衛門印

同
伊右衛門印

御役所様

〔末吉文書〕第一一六冊〔二五・三〇頁〕

このように九ヶ条にわたって訴えているが、まず一ヶ条目で、年寄の
ひとり徳安が法体であるにもかかわらず、七年前に強引に年寄役に就い
たことを問題にしている。次の二・三ヶ条目は、氏神牛頭天王の祭礼の
準備・運営に多額の費用や人足が掛かっている点、四ヶ条目では氏神牛

頭天王の修復に多額の費用を掛けた点、五ヶ条目では熊野三所權現等の
破損を放置している点、六ヶ条目では長宝寺の観音講富賀母子が博奕同
前と噂されている点、七ヶ条目では地震で破損した惣会所の修繕費用や
人足が多分になつていている点を指摘している。そして八ヶ条目で、平野郷
町は徳安の思つままになつており、同人の威光が日々強くなり、「前々
之格式」に精通している庄屋の存在が邪魔になり、潰そそうと思つて色々
と企んでいる、と再び徳安について問題にし、最後の九ヶ条目で、庄屋

は数代平野郷町に住居し、田畠・屋敷を所持し、氏神や光源寺・全興寺・
薬師講の田畠・屋敷を支配してきたと述べ、八ヶ条目と合わせて庄屋の
立場を正当化している。

以上のように述べるとともに、最後に、徳安の庄屋を無視した独断を
非難し、退役を求めている。ここでは、年寄のひとり徳安が特に指弾さ

れおり、この時期の年寄と庄屋との対立において、年寄側の中心に徳安が存在していた様子が窺える。この訴状に対する年寄側の返答書等は、「末吉文書」中には見当らないが、庄屋の訴えに対し、地下年寄側は町村年寄に対して意見を求めたと思われ、同年五月八日に、七町・四村の年寄が連署して、次のような返答書を地下年寄宛に差し出している。

〔史料3〕

右之通御座候、以上、
之惣百姓判形仕置申上者、及異儀申者無御座候、
一徳安殿年寄役退被申候様ニ普願申候由、伊右衛門・久左衛門 御
役所様へ被申上候由被仰聞候、町々村々ニ左様之所存成者一人も
無御座候、

伊右衛門・久左衛門、此度地下奉公役御退
付訴状差上候故、町々村々へ御景被成候覽

一平野郷町庄屋者地下奉公人ニて、年寄中支配被成候者共ニ紛無之
候處、伊右衛門・久左衛門、年寄中へ隨不申候不届成仕方在之ニ
付、此度地下奉公御退せ被成候へハ、還而年寄中へ敵対仕、
御役所様江訴状差上被申候、当地者古來地下年寄中之捌ニて、

年寄中ニ附申候惣百姓にて在之候、此度年寄中ニ敵対仕候伊右衛
門・久左衛門ニ有之候へハ、地下御用をも御申付無之ニ、給米被
遣候儀無益之様ニ奉存候、

一平野郷町氏神六月祭礼之儀、例年地下より御申渡之通、町々村々心
持次第之ねりもの出させ申事ニ御座候、且又、九月祭礼客請來候
儀、停止ニ可仕と御申渡候ニ付、六月祭礼ニ客請候而も難儀仕程
之儀無御座候、

一氏神社内普請奉加之儀、前方より町々村々江相談被成候、惣分へも
申聞、皆々得心にて御座候処、去年不作ニ付地下へ御断申、銀集
候義當五月迄相延罷在候、町々村々ニ難儀ニ不成様ニ集中儀ニ御
座候、

一惣会所普請入用銀高掛り之儀、出シ不申候得者成不申候段、人々
得心仕算用相済上ハ、惣百姓申分無之事ニ御座候、

一地下諸入用并人足掛り之儀、年々町々村々無滞算用相済、申分無

宝永六丑年五月八日

今林村年寄

四郎左衛門（印）

利右衛門（印）

（以下、枝郷三ヶ村および本郷七町の年寄三三名略）

地下
年寄中

〔末吉文書〕第三六冊一〇〇—四頁

このように、庄屋は地下奉公人であり年寄の支配下にある。庄屋両名
が年寄に従わないので解任したのに、逆に年寄を相手取り出訴した。年
寄に敵対する庄屋両名に、給米を支給するのは無益である（以上、第一
条）。氏神六月祭礼の来客は難儀というほどのことはない（第二条）。氏
神社普請奉加は、去年は不作だったので集金時期を延期するなど、町々
村々の難儀にならないよう集めた（第三条）。総会所普請入用銀の高
割りについては、人々は納得しており、惣百姓に異議はない（第四条）。
また、地下諸入用・人足掛りについては、申分なしとの惣百姓の判形を
とつており異議のある者はいない（第五条）。徳安の年寄退役を望む者
は一人もない（第五条）、と主張している。〔史料2〕の庄屋側の主張
に反論する内容になつており、地下年寄側（徳安）を支持する姿勢が示
されている。おそらく、地下年寄側が町村年寄に支持を求め、それに応
じて作成されたものであろう。杉森論文によれば、このあと六月十三日
に、七町・四村の年寄が支配役所に呼び出され口上書を提出したとのこ

となるので、右の史料と同内容の口上書を提出したのではないか。

この一件が裁許となるのは、翌年六月十八日であった。その間の詳しい動向は不明であるが、次に裁許状を掲げてみよう。

〔史料4〕

平野郷町年寄共与同所伊右衛門

久左衛門庄屋役訴論裁許之覚

一伊右衛門・久左衛門訴出候者 私共義年来庄屋相勤來候處、年寄共役義退申候段難心得奉存候、尤地下惣分乃給米取之奉公人二紛無御座候得共、庄屋役代々相勤、殊先年平野郷町大分之未進有之、私共江戸江籠下御訴詔申上、御赦免被遊地下相続仕候、ケ様之大功茂有之候所ニ、年寄共自由ニ役儀退せ候由申之、

一年寄共申候者、往古より平野郷町年寄支配ニ而、庄屋者勿論其外小役人江地下ヲ給米取セ、年寄支配ニ御座候處ニ、近年伊右衛門・久左衛門諸事我僕ニ罷成、年寄共指図曾用不申、跡々作引替、私共同輩之致方ニ御座候ニ付、段々異見等茂為仕候得共、覺悟直シ不申候、其儘差置候而者奉公人之作法立不申、大郷之儀ニ御座候得者、其外之役人茂多ク差支ニ罷成候ニ付、伊右衛門・久左衛門役義退せ候由申之、

右出入遂糺明候処ニ、伊右衛門・久左衛門庄屋役相勤候付、地下より米出之、請狀・神文等之證據有之、奉公人ニ紛無之候、其上平野郷町枝郷迄不残令吟味候処、年寄共申通無相違候、然上者伊右衛門・久左衛門申分難相立候、庄屋役進退年寄共可為心任者也、

寶永七寅年六月

(「末吉文書」第三六冊一九〇—二〇頁)

一ヶ条目に庄屋側の主張が、二ヶ条目に年寄側の主張が、それぞれ要約されている。そして、三ヶ条目に記された裁許の内容は、庄屋は地下

より給米を受けている奉公人であることは明らかで、町・枝郷を吟味しても年寄の主張に間違いないので、庄屋両名の主張は成り立たず、庄屋役の進退は年寄たちの考え次第であるというのもので、訴え出た庄屋側の敗訴であった。「史料2」で庄屋側が訴えた氏神の祭礼や修復に関する諸入用等の問題や徳安に関しては言及がなく、任免権の有無についてのみ判断を下した内容である。年寄側は、勝訴することによって庄屋解任の正当性を認められ、地下役人にに対する任免権を時の領主松平氏によって保証されたのである。そして、庄屋の跡役は任命されず、庄屋役は廃止となつた。

こうして、平野郷町では宝永七年六月に庄屋の解任が領主から承認されたが、これと前後して年寄を「惣年寄」と称するようになる。いつから「惣年寄」の称を使用するようになつたのか明確な史料はないが、年未詳の「平野郷町書上」⁽¹¹⁾のなかに、「惣年寄と唱候事 右、元録十五年八八年之後寶永七年より、能勢又太郎様江書上ケニ有之候事」とあり、また「庄屋と申者、惣年寄下役之者有之候處、寶永六年丑三月相止申候事」とあって、庄屋が廃止になつたのは宝永六年三月で、「惣年寄」と唱えたのは宝永七年からである、という認識が示されている。右にみえる「能勢又太郎様江書上ケ」とは後掲「史料9」のことと思われ、とすれば宝永七年八月には「惣年寄」と称していたといえる。⁽¹²⁾

三 庄屋解任後の動向

(一) 元庄屋俸庄屋就任不承知一件

さて、以上のように平野郷町では、「年寄—庄屋」制から惣年寄制へと町政機構の改編が行なわれたのであるが、庄屋解任をめぐっては、この後も暫く尾を引くことになる。以下、本章ではそうした動きをみてお

きたい。

まず、解任が領主からも承認され元庄屋となつた伊右衛門・久左衛門両名が、庄屋役の復活を企てたことが次の史料から知られる。

〔史料5〕

乍憚以書付申上候

一私共仲間之内伊右衛門・久左衛門儀、古來之法式を破、各様江戸シ不届之勤方共仕候ニ付、其通ニ被差置候而者郷中之亂ニ可罷成と思召、度々御異見被加候所、還而惡心募申ニ付、役儀為御退被成候段、千万御尤之御事ニ奉存候、然所、各様江意趣ヲ差挾、先御地頭様江何角申上候ニ付、段々御詮儀之上、伊右衛門・久左衛門申分相立不申段、私共迄不残被召出、古來之通各様思召之様ニ以御裁許書落着被仰付候趣、奉承知候所、又候此度、殿様江不謂儀共訴出申候儀、重々不届之至ニ奉存候、就夫、本郷・散郷江伊右衛門・久左衛門体共之儀御尋被成候、右之通成徒者之体、萬一及御了簡被召出候而者、私共儀二度一所ニ相勤申心底ニ而無御座候間、何分ニも此段御聞届被遊被下候ハ、忝可奉存候、以上

寶永七年寅十二月

地下役人傍使

助左衛門 (印)

同

清兵衛 (印)

同

源兵衛 (印)

同使役

権兵衛 (印)

庄左衛門 (印)

同

次郎平 (印)

同惣代
五左衛門 (印)

小左衛門 (印)

〔「末吉文書」第三六冊一五〇一七頁〕

御年寄中様

傍線部分にあるように、元庄屋両名は各々の体が庄屋役に就くことを「殿様」に願い出たという。これに対し、地下役人が不承知の旨を年寄中に申し出たのが右の史料である。「先地頭様江何角申上」とあるのが、前章でみた庄屋解任に对抗して起こした訴訟を指し、地頭とは高崎藩主松平氏であることはいうまでもない。「先地頭」とあるように、この時点では平野郷町は松平氏領分から幕領となり、代官能勢又太郎の支配所であつた。支配の交代を機に、元庄屋が「殿様」＝代官に庄屋役の復活を訴え出たのである。

右の「史料5」と同月には、年寄家筋の一八名が連署して、治兵衛・徳安・孫兵衛宛に「此度 御代官様より、伊右衛門・久左衛門両人之子共跡役可申付哉と被 仰出候ニ付、我々共へ相談在之旨承届候、右兩人之者者、年寄へ対シ大敵ニ罷成、野心深々含申候ニ付、若和談有之候而ハ、末々年寄之由縉渢シ可申と存候、右兩人と各和談在之義、我々共一圓同心ニ不存候間、何分ニも 御代官様江宜被申上、和談之儀被相止、兼而惣分一所ニ奉願候様ニ被 仰付可被下」と、代官から照会があつた元庄屋の体の庄屋役就任について、反対の意思を申し入れている。こうして年寄は、地下役人と年寄家筋の双方から元庄屋体の庄屋役就任反対の意向を得て、代官に対し反対を申し入れたのであろう。代官の対応を示す史料は見当らないが、後述の経過からみて庄屋の再設置は見送られしたものと思われる。

表2 庄屋伊右衛門の勘定取込銀

	宝永4年まで	宝永5年	合計
光源寺分	貰 3,400.26	匁 750.1	貰 4,150.36
全興寺分	669.84	171.69	841.53
薬師講分	257.55	17.72	275.27
舟床	—	35.51	35.51
合計	4,327.65	975.02	5,302.67

註 「伊右衛門取込銀之分」（「末吉文書」第167冊52~53頁）による。

庄屋は、前掲「史料2」の九ヶ条目にも述べられているように、光源寺・全興寺などの小作地・借家經營にも当つていたが、この勘定をめぐり、元庄屋伊右衛門の取込銀の存在が明らかになつた。

「宝永七寅年薬師講田畠勘定帳」の払方のなかに、「伊右衛門取込銀出入二付」とあり、同年月日「宝永七寅年五月寄中上京之時入用銀」⁽¹⁵⁾とあり、同年月日「宝永七寅年全興寺南之坊⁽¹⁶⁾畠勘定帳」にも同様の記載があつて、正徳元年四月から五月にかけて、伊右衛門の取込銀をめぐる出入が起り、訴願のため年寄両名が上京したことが記されている。そして、「土橋宗⁽¹⁷⁾」

銀、年寄中々訴詔被致、御召ニ
而年寄徳安・孫兵衛上京被致候、
とある。おそらく四月に訴え出て、こ
の日呼び出しを受け年寄の徳安・孫兵
衛両名が再び上京したのであろう。さ
るに同月二十二日条には、
(18)

(二) 元庄屋の取込銀一件

一廿二日、庄や伊右衛門・久左衛門光源寺捌勘定不足銀之事、地下
名訴出、去十二日名年寄徳安・孫兵へ、庄や伊右衛門・久左衛門
上京、于今滞留ニ而候、庄や兩人給米丑^(宝永六、七年)寅六月迄一年半分給米
願申候付、右一年半分給米渡候様ニと、京ニ而下宿菊や久兵へ抔
取候様事ニ而候、

とあつて、元庄屋両名も上京して、年寄代表の両名とともに京都に
滞在中であつた。その京都で、宝永六年分と同七年半年分、合わせて一
年半分の給米の引き渡しを元庄屋側が要求し、菊屋久兵衛らが取り扱い
に当つてゐるという（この給米請求一件については後述）。

この訴訟の関連史料は「末吉文書」の中には見当たらず、訴訟の経
過や結果は不明であるが、伊右衛門の取込銀は表2に示した金額とされ
ている。宝永七年十二月二十一日（全興寺南之坊田畠屋鋪勘定帳）⁽¹⁹⁾をみると、
正徳元年分の勘定に関して「伊右衛門取込銀之内、亥・子両年二六貫八
百四匁九分五厘、此方へ受取、此内六貫四百廿五匁八分八厘、光源寺普
請入用ニなる」という記載があり、全額は不明ながら伊右衛門取込銀の
うち六貫八〇四匁九分五厘の返済がなされたことが判る。表2の取込銀
額は、右の返済後になお残つた分ということであろう⁽²⁰⁾。また、同史料
の正徳二年分の勘定に関する部分には、次のように記されている。

⑤ 一百八拾六匁七厘
（是ハ、伊右衛門取込候全興寺之銀八百四拾壹匁五
分三厘之内ヘ、給田餘り銀名取替
四亥年算用詰ニテ伊右衛門引込、百七拾壹匁六分九厘ハ、宝永
五子年伊右衛門捌帳之メ伊右衛門取込
⑥ 一百八拾六匁七厘
（是ハ、伊右衛門取込候全興寺之銀八百四拾壹匁五
分三厘之内ヘ、給田餘り銀名取替
一廿二日、庄や伊右衛門・久左衛門光源寺捌勘定不足銀之事、地下
名訴出、去十二日名年寄徳安・孫兵へ、庄や伊右衛門・久左衛門
上京、于今滞留ニ而候、庄や兩人給米丑^(宝永六、七年)寅六月迄一年半分給米
願申候付、右一年半分給米渡候様ニと、京ニ而下宿菊や久兵へ抔
取候様事ニ而候、

(119) 摂津国平野郷町における惣年寄制への移行をめぐって (佐藤)

については「済」になつたことが知られる。さらに、正徳四年分に關しては、

一六百五拾五匁四分六厘

右ハ、伊右衛門取込銀合八百四拾五分三厘内百八拾六匁七
リ、給田残銀^ヲ取かへ、残銀当年帳切代銀^ヲ取かへ相済申候。
とあり、全興寺分取込銀については、最終的には帳切代銀からの補填によつて埋め合わせて「済」ませたことが判る。

こうした取込銀の未返済分の処理が、前述の訴訟の結果を受けての処理であるのかどうかは判らないが、いずれにせよ地下の諸勘定が庄屋から年寄の手に移つて、庄屋の勘定の不正があげられた格好になり、庄屋再設置を目論む元庄屋にとつて痛手となつたのではないか。

(三) 元庄屋給米請求一件

右の取込銀訴訟で年寄両名と元庄屋両名が在京中に、元庄屋側が宝永六年分と同七年半年分の給米引き渡しを求めて訴願を起こしたことが、「土橋宗通日記」に記されていたが（前述）、これに関連して、平野郷町本郷・枝郷の年寄二八名が、地下惣年寄宛に次のような連判状を差し出している。

〔史料6〕

覚

一去ル丑年庄屋給米之儀、同年三月ニ各^々役儀御退セ被成、同年十一月ニ御割付ニ庄屋と申儀御書載不被成候ニ付、同年極月ニ本郷七町・散郷四ヶ村へ各^々相談之上、其年之給米相渡可申様無之候得共、例年給米共集申通ニ式拾三石も當年ハ集候而、氏神修理不足銀二入置、若何時ニ而も庄屋給米相渡シ申儀有之候ハ、右

之銀子引戻シ、一重ニ出し不申候様ニ仕置候、弥庄屋給相渡シ不申候得ハ、氏神へ寄進ニ罷成候間、不得心之者ニハ押而集不申候様ニ申合、其上七町并四ヶ村^々集候而惣会所へ相渡シ申、右不足銀ニ償置申候、然所、此度伊右衛門・久左衛門^ヲ、丑ノ年并寅之年半^(宝永七年)年之給米請取可申旨、殿様へ御訴詔申上候ニ付、各^々丑ノ三月迄之給米ハ渡可申候とも、其外ハ不得心之由御申上候所、菊屋久兵衛と申仁挨拶ニ出被申、給米ハ三月迄ならハ渡シ申間敷と有之儀尤ニ候得共、為合力丑ノ三月以後之給米も、久兵衛^ヲもらい候而遣し候様ニ被申候ニ付、七町并四ヶ村へ相談之趣御申聞セ候而致承知候、此段何共難心得存候得共、菟角如何様共首尾亘敷様ニ、各御了簡次第二可被成候、後日及異儀申間敷候、為其連判如此候、以上、

正徳元年卯五月

野堂町年寄

七右衛門（印）

（以下、本郷七町・枝郷四ヶ村の年寄三七名略）

地下
物年寄中

〔末吉文書〕第四一冊一二四～一二七頁

傍線②にあるように、元庄屋両名は宝永六年分および同七年半年分の給米支給を代官へ訴え出した。これに対し惣年寄は、宝永六年三月までの給米は渡せても、そのほかは渡せないと、支払いを拒否した。傍線①をみると、宝永六年分の給米は例年通りに取り集め、氏神修理不足銀に入れ置き、庄屋給の支給が不要となつたならばそのまま氏神へ寄進するので、不得心の者からは無理に集めないよう申し合わせたという。そうしたなかで、傍線②のように庄屋両名による訴願が起こされたのである

が、給米支払いを拒否された元庄屋側は、京都の菊屋久兵衛を仲介に、再度支払いを求めてきた。このことを惣年寄から聞かされた七町・四村の年寄たちが、給米の支払いは納得できないが、対応は惣年寄に任せる旨を申し出たのが右の史料である。

領主の松平氏から庄屋解任は正当との裁許が下されたのが宝永七年六月であるから（前述）、元庄屋側は同年六月までの給米を受け取るのは当然というのである。これに対し惣年寄は、解任を申し渡した同六年三月以降は支払う必要はないという姿勢である。この一件の結末は不明であるが、取込銀訴訟に対する元庄屋側の対抗策ともいえようか。

（四）庄屋再役不許可一件

正徳五年十二月、猪（伊）右衛門・茂右衛門両名宛に次のような申渡書が出されている。⁽²¹⁾

〔史料7〕

申渡覚

猪右衛門

茂右衛門

前々平野郷町惣年寄下役之内々庄屋ト名付相勤させ候處、次第其格式をわすれ、放埒之儀共有之ニ付庄屋取上候由、然處、於于今再役之望を以色々方便相聞、不届思召候、永々庄屋役者不被仰付候条、向後弥惣百姓並ニ相心得、万事御制法之趣可相守候、此上於違背者急度可被仰付候、右之旨江戸御家老中々被仰越候、可存其旨事、

十二月廿三日

〔「末吉文書」三二一冊一〇七頁〕

右の文中に「於于今再役之望を以色々方便相聞」とあるように、庄屋

再設置の動きは、なお纏ついていたようである。右のような申し渡しがなされたのであるから、今回も庄屋再設置を求めて猪右衛門ら両名が訴え出たのである。正徳三年（一七一三）に、平野郷町は幕領から下総古河藩本多氏の領分となるが、宝永七年（一七一〇）の元庄屋俸庄屋就任願も、高崎藩領から幕領への支配の交代時期を狙つて行なわれたように、今回も領主が交代したのを機に猪右衛門らが訴え出たのではないか。しかし、猪右衛門らの動きは「不届」とされ、庄屋役は永久に設置しないことを確認する内容となつていて、庄屋役の復活はならなかつた。

四 惣年寄の権威強化をめぐる動向

（一）平野郷町田緒書にみる変化

宝永六年（一七〇九）の庄屋解任によつて、平野郷町は年寄家筋から任せられる惣年寄が直接町の行政を担う体制になつた。しかし、解任後から正徳年間にかけて、何度も庄屋役復活の動きがみられるなど、惣年寄制の不安定な面も窺えた。その一方で、惣年寄の権威の維持・強化とみられる動きも指摘できるので、本章ではこの点をみておきたい。

まず、平野郷町由緒書に注目してみよう。由緒書は、主に領主や代官の交代時に提出されているが、「末吉文書」中で最も遡る由緒書は貞享五年（＝元禄元年、一六八八）五月の幕府代官今井九右衛門に提出したものである。標題は「乍恐口上之覚」となつていて、「由緒書」とは称していないが、これ以降の由緒書の原型となつたものといえる。その内容は、平野と坂上氏との関係から始まり、歴代の領主を書上げるとともに、年貢減免の年代を列挙するなど、年貢の減免について特記している。

ついで古い由緒書は、元禄四年（一六九一）に代官辻弥五右衛門支配となつた翌年五月のもので、これは「摂州住吉郡平野庄由緒書」とあ

(23) 内容は、前半に閑ヶ原の戦い・大坂の陣で年寄が御朱印を頂戴した由緒を述べ、後半が坂上氏との関係から平野の歴史を説き起し、最後には平野が年貢請納の地であること、干損・水損などの際には減免されていることを記している。

そして、次に掲げるのは、元禄七年（一六九四）に川越藩柳沢氏に差し出した由緒書の最後の部分である。

〔史料8〕

由緒書

（一一ヶ条略）

一 平野庄年寄者、坂上廣野卿殿家臣末孫にて御座候故、従往古帶諸腰、年寄・庄屋地下会所へ寄合、御年貢収納致、御公用等相勤來申候、下役人惣会所守老人・使役三人・傍仕四人・水守番武人、以上拾人扶持米を宛行年寄共召仕申候、此外二本郷ニ七町町人頭五三人宛、町代七人・下役人八人・火消役三拾四人・十三口之門番十三人、枝村四ヶ村ニ支配人四五人つ・下役人四人、

右之者共儀八年寄隨下知、御用相勤申者共ニ而御座候、平野庄ハ右之通由緒有之ニ付、諸事年寄共御用相勤申候、尤、年寄ニ差つ、き下役庄屋共も御用相勤申候、天和三年亥年迄ハ刀指申候得共、三田次郎右衛門様御代官之時、百姓刀指申事御停止之旨被仰付、其以後刀指不申候、本郷ハ農業・商売人入交、前々ハ諸國之商人來り、木綿之市場ニ而御座候ニ付、表家並能様ニ普請仕候得共、廿四五年以前より木綿市も立不申商事無御座、田畠者打続不作仕、百姓・商人共身上衰果申候而迷惑仕候、

權現様御定ニ而御請納之地、八十年以來年寄共支配仕来候諸事所之法式、不相替様ニ被為仰付被下候様ニと奉願候、以上、

元禄七成年
平野庄年寄

新五兵衛
平野庄年寄

（以下、年寄九名略）

〔末吉文替〕 第六九冊九五〇—一〇一頁

この由緒書は、平野と坂上氏との関係から説き起すとともに、中略部分には御朱印頂戴の由緒が含まれている。そして、これ以前の一一点の由緒書が、年貢請納の由来および年貢減免について強調していたのに対し、この由緒書では最後の箇条で町役人の概要を述べ、そのなかで庄屋は年寄の「下役」である点、「八十年以来年寄共支配仕来候諸事所之法式」の継続を訴えている点が大きな相違点である。さらに、これ以前の由緒書が、年寄と庄屋両名の連署になつていてるのに対し、この由緒書では年寄のみの連署で差し出されており、この点にも注意する必要がある。杉森論文によれば、この頃から年寄と庄屋との確執が表面化しておる、そうしたなかで年寄の支配の正統性が強調された由緒書になつてゐるのである。

次に由緒書が作成されたのは、宝永二年（一七〇五）閏四月で、前年に高崎藩松平氏領分になつたことに伴うものである。⁽²⁴⁾ この由緒書は、前半で坂上氏との関係から始まる由緒を述べ、後半に御朱印頂戴の由緒を記すという形式である。そして、前半の最後の箇条の冒頭で「平野年寄共ハ由緒有之、従往古家筋之者勤來候」と述べ、町役人について言及し、最後を「右之通ニ御座候故、平野者従先規年寄共支配仕来候、弥諸事所之法式、不相替被為仰付被下候様ニ奉願候」と、〔史料8〕と同様な文言で結んでいる。

さて、第二章でみたように、このあと宝永六年（一七〇九）に至つて庄屋解任という事態になるのであるが、その翌年幕領に編入された際に、⁽²⁵⁾ 幕府代官能勢又太郎に由緒書が差し出されている。最後の箇条を掲げて

みると、次のようになっている。

〔史料9〕

平野郷由緒書

(五ヶ条略)

一当郷者、従往古惣年寄支配仕所ニ御座候而、由緒有之筋目之者共勤來申候、天和三亥年迄考帶刀仕候得共、其節御公儀様々、百姓帶刀仕義御法度被仰出候ニ付、三田次郎右衛門様御代官所之時より相止申候、大郷之儀故諸用多御座候ニ付、惣年寄之下役奉公人拾人餘抱置、其外本郷七町・枝郷四ヶ村ニ年寄凡三四人宛有之、其所々ニ茂下役奉公人共抱置、何れも惣年寄之下知を請相勤來申候而、前々より諸事格式相極り申所ニ而御座候、

(以下、「御朱印頂戴仕候由緒書」略)

寶永七寅年八月

〔末吉文書〕第一〇三冊六四一七三頁

平野郷町
惣年寄

平野郷町
惣年寄

宝永二年の由緒書と大差ない文言なのであるが、注意したいのは、それまでの「年寄」という表記が「惣年寄」と変わっている点である。すでにみたように、庄屋解任とそれに伴う惣年寄制への移行という機構改編を反映しているといえる。なお、これ以降の領主交代に際しても、

〔史料9〕と同じ由緒書が差し出されている。

(二) 吉田家神道裁許状の取得

次に、享保年間における惣年寄による吉田家神道裁許状の取得運動について述べよう。惣年寄は、前掲「史料2」からもその一端が窺えるよう、平野郷町の氏神である牛頭天王・熊野権現の神事・祭礼等にも深

く関与していたが、享保四年（一七一九）年十一月、当時の惣年寄六名が吉田家に対して次のような願書を差し出した。

〔史料10〕

奉願候口狀

攝州住吉郡平野郷社牛頭天王・熊野権現者郷中之產神ニ而、降臨御鎮座來歷緣起委有之通御座候、且、當郷惣年寄共者坂上七名之家筋ニ而、従

往古郷中之儀者不及申、為當社之社本諸事支配仕來候、尤、社領無之候得共、郷中之力を以修理等致相続、社僧并社人・神子差置、

惣年寄共下知を以年中神事・社役為相勤申候、社中諸堂ニ至迄悉皆惣年寄共支配仕候得共、社德一物茂惣年寄共私用ニ仕候義無之、

是迄相滯義無御座候、然共、神祇道・御管領様之御挙状頂戴仕置不申候段懈申義奉存候、就其、弥古格之通いつ迄も相違無之惣年寄共支配仕、社頭長久ニ神事等無退転、急度相務申度奉願候、被

為聞召乍恐御挙状被為、下置候者、難有可奉存候、謹言、

攝州平野郷惣年寄

未吉徳安

享保四亥年
十一月

同 辻葩孫兵衛

同 土橋治左衛門

同 辻葩七右衛門

同 三上伝左衛門

同 土橋七郎兵衛

吉田二位様
御家司
御衆中御披露

〔末吉文書〕第三九四冊七八〇八二頁

ここでも「従往古郷中之儀者不及申、為當社之社本諸事支配仕來候」というように、惣年寄支配の古さが述べられているとともに、吉田家か

ら神道裁許状を得て惣年寄の権威を高め、「弥古格之通いつ迄も相違無

之惣年寄共支配仕」と、惣年寄支配の強化を自論んだものといえる。

享保七年六月

この願は吉田家の承認するところとなり、同年十二月二十六日付で「今般社家方許状願之儀被示聞候」との通知がきた。ただし、この時は末吉徳安が許可されたのみであった（後掲表3参照）。そのため、享保七年（一七二二）四月に、改めて残り五名の裁許状発給を願い出た。⁽²⁷⁾ その際、「重而社事為相勤候者共、御許状奉願候義ニ御座候共、惣年寄心

得書判ニ而無之候ハ、御許容無御座候様ニ乍恩奉願候」と述べて、⁽²⁸⁾

社事に携わる者が裁許状の下付を願い出ても惣年寄の承認がなければ許可しないようにとも要請しており、裁許状を得て権威を強化するとともに、それを惣年寄が独占しようとする意図が示されている。この結果、

願い出た五名の惣年寄が裁許状を取得し、これに伴い次のような申合書が作成されている。

〔史料11〕

定

〔平野〕
郷牛頭天王
熊野権現社中并同所

〔三十〕
歩明神社両所共、自往吉

〔坂上〕
七名家

筋之惣年寄皆配致來候、此度吉田殿江先規作法之通申上御聞
届被遊、^(同)役惣年寄中臣祓・三種大祓御相伝、四組木綿手纏之御

許状申請候、此以後惣年寄役ニ出申候人有之候ハ、毎度先格之
通御伝授御許状可申請候、其節同役惣年寄連判ニ而願申等ニ、吉

田殿江御断申上置候、不及申候得共、惣年寄願之節、^(同)役連判及

異儀申義有之^(四)敷候、且亦、中臣祓・三種之大祓御伝授、四組木
綿手纏御許状之外者、何ニても願上不申、神職□申義仕間敷候、

但、家筋之者惣年寄ニ出不申候内、吉田殿御伝授御許状申請候得
者、惣年寄役ニ出候而、御門弟之階級違猥ニ罷成候間、其儀無用
可仕候、仍而為後日以連判申合候条、如件、

末吉治兵衛

末吉徳安

辻葩孫兵衛

土橋治左衛門

末吉奥左衛門

辻葩七右衛門

三上伝左衛門

土橋九郎右衛門

西村善五郎

成安源右衛門

末吉平次郎

末吉次郎兵衛

辻葩又三郎

黒瀬新左衛門

三上壽清

末吉彦右衛門

〔末吉文書〕第三九六冊二（五頁）

これは、惣年寄六名を含む年寄家筋二一名が連署したもので、今後の出願に際しては惣年寄の連判にて出願し、それに対し異議を唱えることはしない。中臣祓・三種の大祓の伝授、四組木綿手纏の許状のほかは

表3 吉田家神道裁許状取得者一覧

取得年月	取得者氏名
享保4年12月	末吉徳安(宗伴)
享保7年5月	辻葩孫兵衛(重頼)、土橋治左衛門(宗通)、 辻花七右衛門(政房)、三上伝左衛門(正重)、 土橋七郎兵衛(友直)
享保13年4月	末吉藤右衛門(増永)、成安源右衛門(栄信)
享保14年7月	土橋甚十郎(宗伯)、末吉藤十郎(之利)
享保18年11月	末吉五郎兵衛(綱利)
享保20年閏3月	三上茂兵衛(氏唯)、辻花清三郎(芳充)、 末吉次兵衛(宗政)
延享4年4月	末吉嘉平次(宗能)
寛延4年正月	辻葩新五兵衛(宗孝)、土橋九郎右衛門(周俊)
宝暦10年正月	辻花新次郎(由章)、辻花新兵衛(宗俊)
安永5年正月	土橋七郎兵衛(重栄)
天明9年正月	末吉藤左衛門(宗名)、三上吉五郎(正敏)
寛政2年正月	辻花清三郎(重光)
寛政9年正月	土橋九郎右衛門(正綱)、末吉勘四郎(道長)、 土橋七郎兵衛(重賢)
文化5年正月	末吉孫四郎(友隣)
文化8年正月	末吉藤左衛門(宗義)
文化13年正月	三上次郎左衛門(正通)
文化14年正月	末吉平左衛門(道房)
天保15年正月	末吉勘四郎(道一)、土橋七郎兵衛(保固)、 末吉永五郎(宗考)

註 天保15年2月「吉田家御許状拝受姓名書」(「末吉文書」第394冊105~109頁)等による。

最後に、惣年寄の身分特権について簡単に触れてみたい。具体的には、苗字・帯刀および袴着用に関するが、まず苗字については、年未詳「惣年寄苗字之事、同上下着用之事、惣年寄と唱候事」に、「宝永六丑年、御地頭松平右京太夫様御領地之節、右庄屋役之者退役為致、庄屋と申名目相止、其節私共義、從御領主惣年寄と名目被相改、郷内之儀ニ直々取計仕候故、折々御公邊へも郷用ニ罷出申候書附ニ苗字書記申候御儀ニ御座候」などとあるように、惣年寄制へ移行後、年寄が直接郷内支配に当るようになつて、公辺への書付に苗字を記すようになつたという。

帯刀については、「史料8・9」に記されているように、天和三年(一六八三)幕

こうして、新たに惣年寄に就任すると吉田家から神道裁許状を受けることが定例となり、天保十五年(一八四四)の「吉田家御許状拝受姓名書」等によれば、同年までに表3のような惣年寄たちが裁許状を得ている。³⁰ 裁許状の取得は、氏神社に奉仕する者としての立場で行なわれたわけであるが、七名家による祭政一致の社会組織といわれる平野郷町では、町政運営上の惣年寄の権威強化という効果をもたらしたであろう。

府代官三田次郎右衛門支配の時に禁止された。ただし、平日の帯刀は禁じられたが、「他所行并常ニ而も相改候節」の帯刀は認められ、その後の領主交代に際しても認められてきたという。そして、正徳三年(一七二三)に本多忠良領分になつた際に改めて願い出たという願書に、「何卒前之通帶刀之儀御免被成下候得者、郷内御ノ方御威光を以相勤申度候、次ニ私共格式ニも相成り、重疊難有仕合奉存候」とあるように、帯刀御免の「御威光」をもつて郷内取締方に当るためであり、惣年寄の「格式」を保持するためであった。

(三) 苗字・帯刀および袴着用

棕着用については、享保七年（一七二二）五月二十二日に、摂津村々に対し、公事訴訟で出頭する際の庄屋・百姓の棕・袴着用が禁止され、棕着用を認めてもらうため過去の具体的な棕着用の事例を書上げた。この結果、「前々之通不相替上下着仕候様ニ為致候得」と、平野郷町の惣年寄に限り引き続きこれまで通り棕の着用が認められた。⁽³⁵⁾

おわりに

近世初期の平野郷町は、年寄家筋から選ばれた年寄によって運営され、年貢も年寄が上納に責任を持つ年寄請納制であった。そうしたなかで、元和年間には給米（扶持）を支給され地下に奉公する者が存在し、やがて寛永前半頃には、のちに庄屋と称される立場の者が存在するようになり、万治年間頃から「庄屋（代）」という呼称が使われた。これらの点は、すでに杉森論文で明らかにされており、本稿では、その後に起きた年寄と庄屋との対立・抗争から、庄屋の解任、惣年寄制への移行、庄屋復活の策動、といった一連の経過を解説した。

一般に、江戸時代の町・村には庄屋または名主が置かれ、町・村を代表する立場にあつたことはいうまでもない。平野郷町の場合も、寛永期以降、庄屋が町の諸勘定を掌握し、対外的に町を代表する存在として認識されるようになつていったと思われる。こうした意味では、「年寄」庄屋制は、近世的な町村役人体制への移行過程であつたともいえる。

しかし、庄屋を地下奉公人とする年寄側は、庄屋のそつした立場を認めず、年寄と庄屋との対立が深まつていった。その結果、年寄による庄屋の解任となり、庄屋はその不当を領主に訴え出たが敗訴し、庄屋役は廃止となる。こうして、年寄を中心とする町政機構が、惣年寄制として再編されたのである。その後しばらくは、領主の交代を

棕着用に庄屋役復活を策する動きも繰り返されたが、惣年寄制を覆すには至らなかつた。

機に庄屋役復活を策する動きも繰り返されたが、惣年寄制を覆すには至らなかつた。

その一方で、平野郷町由緒書の記述の変化、惣年寄による吉田家裁許状の取得運動などがみられた。由緒書については、当初は平野郷町の年貢請納制の由来を語る傾向が強かつたが、庄屋との確執を経るなかで、年寄（惣年寄）が自らの平野郷町支配を正統化する由緒書へと変貌したのであり、吉田家裁許状の取得は宗教的な面での特権的地位の上昇を示すものである。これらが、苗字・帯刀や棕着用といった身分特権とともに、総体として惣年寄の権威強化に資したことは疑いなかろう。

こうして、平野郷町においては、通常町村の代表として存在する庄屋が否定され、惣年寄制として、年寄の集団による支配体制が再編され、継続したのである。ここに、中世以来の「年寄家筋」を中心とした惣的結合の「伝統」を持つ平野郷町の歴史的特質をみるとことができよう。

〔註〕

〔1〕『平野郷町誌』（清文堂出版復刻版、一九九一年初版、昭和六年、平

野郷公益会発行）には、「松平右京大夫時代に当時の莊屋であつたものが他村の莊屋と同じ資格を得ようと企て總年寄に対し反抗したことがあつたので其職を免じた。此時以後莊屋を廢して置かぬ。此時被免された莊屋は其後も何かと企て總年寄では迷惑したことであつた」（七二頁）とあり、年寄と庄屋の対立およびその後の経過について簡単な記述がある。

また、『新修大阪市史』（第三巻）には、年寄が後に惣年寄と改称したこと、宝永年間に庄屋がみえなくなること、および享保頃には惣年寄のもとに支配機構が確立したとの指摘があるが（六二〇～六二三頁）、庄屋の位置付けには誤認がみられる。

〔2〕『末吉文書』は、平野七名家のひとつ西末吉家に伝來の史料群であり、本稿では東京大学史料編纂所蔵写真帳「末吉文書」を利用する。以下、



[図1]



[図2]

本稿において「末吉文書」といった場合はこの写真帳を指し、引用に際しては冊番号・頁数を記す。なお、この「末吉文書」については、平成十一～十三年度科学的研究費補助金（基盤研究(B)(2)「末吉家史料の目録作成と公開及び同家史料の総合的研究」（研究代表者 佐藤孝之）において、「東京大学史料編纂所蔵寫真帳 末吉家史料目録」を刊行しているので、同科研の研究成果報告書とともに参照されたい。

(3) 杉森玲子「近世初期の平野庄一年寄・庄屋の動向を中心にして」（平成十三年度科学的研究費補助金研究成果報告書『末吉家史料の目録作成と公開および同家史料の総合的研究』二〇〇一年、所収）。以下、杉森論文という。

(4) 宝永二年七月の平野郷町「明細帳」（史料1）によれば、かつては四ヶ村のほかに寺ノ前村・隠里村があつたが、寺ノ前村は一〇〇年余以前に、隠里村は七〇年ばかり以前に廃絶したという。

(5) 年寄には、平野郷町全体を代表する年寄（地下年寄）と各町村の年寄とがあつたのであるが、本稿で年寄といった場合には前者を指し、必要に応じて地下年寄と記すことにする。

(6) 元禄七年の「由緒書」（後掲「史料8」）には、当時の町役人として、

年寄・庄屋および下役人として惣会所守一人・使役三人・傍仕四人・水

守番一人とあり、「史料1」と比べると、名称・人数に若干の相違がみられる。また、「史料8」には本郷の火消役・十三口之門番が記されているが、「史料1」には記されていない。

(7) 次の事例も、庄屋が対外的に平野郷町を代表している姿を示す一例とならない。すなわち、寛文十一年の新川開削をめぐる旨上書（「末吉文書」第一九冊三九～四二頁）には、奉行所宛に關係二四ヶ村が連署しているが、村名に捺印がなされている（図1）。そして、そこに捺印された平野庄の印は、庄屋久左衛門の印であることが別の史料（「末吉文書」第三四冊八九頁）によって判明する（図2）。

(8) 代替わりはしている。後掲「史料2」によれば、宝永六年時点で「伊右衛門式代年数五拾余年、久左衛門三代年数七拾余年、庄屋役無滞相勤」とあり、伊右衛門の場合は一代、久左衛門の場合は三代に亘っているという。それぞれの年代を遡れば、伊右衛門は万治三年頃、久左衛門は寛永十七年頃からということになる。

(9) 東京大学史料編纂所蔵寫真帳「土橋宗通日記」二、三六頁。土橋宗通（治左衛門）は、地下年寄家筋のひとりで、末吉徳安と同時に地下年寄役就任を要請されたが、「商仕手かハリも無之」との理由で断つたという（東京大学史料編纂所蔵寫真帳「土橋宗通日記」一、一九～二〇頁、元禄十六年十一月十四日条、杉森論文参照）。

(10) 九月十二日に、検見に出向いていた役人により、雨天で検見が休みになつたのを利用して、この一件の吟味があつたという（杉森論文）。

(11) 「末吉文書」第三九六冊一〇七～一〇九頁。

(12) 「土橋宗通日記」によれば、宝永六年四月十七日条・同七年六月十八日条に、「地下物年寄」という記載が見られる。従つて、「惣年寄」の呼称は、庄屋解任の頃から既に使われていたことになり、「平野郷町書上」にいうのは公式な文書に「惣年寄」と記した初めと考えられようか。なお、宝永七年十二月の後掲「史料5」には「御年寄中様」とあるので、当初は混用されたのであらうか。

(13) 「末吉文書」第三六冊一二～一二二頁。

(14) 光源寺は、末吉家の菩提寺である。全興寺は、聖徳太子によつて建て

られた薬師堂が始まりとされ、その所在地を野堂といい、ここを中心には平野の開発が進められたといわれている。

七頁)。

(15) 「末吉文書」第三五八冊八二頁。

(16) 「末吉文書」第三七五冊八一頁。

(17) 東京大学史料編纂所蔵写真帳「土橋宗通日記」二、九一頁。

(18) 東京大学史料編纂所蔵写真帳「土橋宗通日記」二、九三頁。

(19) 「末吉文書」第四九冊六一五三頁。

(20) 貞享三年極月「光源寺屋敷年貢銀伊右衛門勘定」(「末吉文書」第一六七冊四四一五一頁)の宝永四年の部分に、「残而三貢四百匁弐分六リ右之銀、伊右衛門取込相渡不申候ニ付、帳切代銀ニ而取替、新帳ニ書出す」とあって、光源寺分の宝永四年までの取込金については表2の額と一致する。また、舟床銀については、慶安三年十二月二十一日「柏原舟之舟床割符請拂帳」(「末吉文書」第一八冊七六一九二頁)のうち宝永五年の部分に、「伊右衛門取込銀」三五匁五分一厘について「右之銀帳切代之内にて取かへ致置」とあって、これも表2の額に一致する。

(21) 包紙の表書に「正徳五年未十二月廿三日、半治様於御屋敷、半兵衛様御立会ニて、伊右衛門・茂左衛門へ被仰渡候趣之御書付」とある。なお、本文中には「猪右衛門」とあるが、包紙では「伊右衛門」となつており、元庄屋の伊右衛門と同一人であろうか。

(22) 「末吉文書」第一〇五冊五九一六四頁。冊子体の写本で、表紙には「御代官今井九右衛門様御家老江書上候平野庄由緒書之写」とある。

(23) 「末吉文書」第七六冊八六一九三頁。

(24) 「末吉文書」第七五冊四五一五二頁。

(25) 端裏貼紙に「御代官能勢又太郎様江差上候写」とある。

(26) 宝曆九年に古河藩松平氏に提出されたと思われる由緒書(「末吉文書」第一〇〇冊三一四〇頁)、および明和二年に古河藩土井氏に提出した由緒書(「末吉文書」第一〇六冊三九一五一頁)も同じ記述である。

(27) 「末吉文書」第三九四冊九〇頁。

(28) 「末吉文書」第三九六冊二八一二九頁。なお、同じ四月、三十歩社の内陣拂幣頂戴願が数年寄六名から出されている(「末吉文書」第三九六冊六一)

(29) 享保七年五月付で、平野郷惣年寄衆宛に許状許可通知書が出されている(「末吉文書」第三九四冊九四頁)。

(30) 天保十五年一月「吉田家御許状拝受姓名書」には、享保十四年七月の取得者として末吉之利は記載されていないが、同年月の許状許可通知書もあり、之利は實際この後惣年寄として史料上に登場することから、「姓名書」の記載漏れと思われる。

(31) 村田隆志氏の指摘(同「平野郷の歴史—坂上と七名家—」(杭全神社編

「末吉文書」第三九四冊九二頁)には、土橋宗伯とともに末吉之利の名もあり、之利は實際この後惣年寄として史料上に登場することから、「姓名書」の記載漏れと思われる。

(32) 「末吉文書」第三九六冊一一一三三頁。

(33) 同右。

(34) 同右。

(35) 「末吉文書」第三九六冊八〇一八三頁。なお、註32史料には、老中・大坂城代・同定番・同町奉行・幕府巡見使・御目附の平野郷通行の際には、「從 往古」棒を着して出迎えているとの記述がある。

(付記) 本稿は、平成十一～十三年度科学的研究費補助金(基盤研究(B)(2))「末吉家史料の目録作成と公開および同家史料の総合的研究」(研究代表者 佐藤孝之)による研究成果の一部である。